

過去の『さくマガ!』は
弊社HPにて公開しております。
是非ご覧ください。



特集

リースバックによる資産のオフバランス化

運送事業において欠かせないトラックですが、所有することによるデメリットが指摘されています。しかし、現在自社で使い慣れている車両をすべてリース契約にするわけにはいきません。そこで注目されているのが「リースバック」という手法です。ここでは、リースバックによる資産のオフバランス化についてご紹介します。

トラック所有によるデメリット

①突発的な支出が生じる

トラックを自社所有する場合、故障等の突発的な支出や自動車税、車検費用等の諸経費を運送会社が負担しなければなりません。

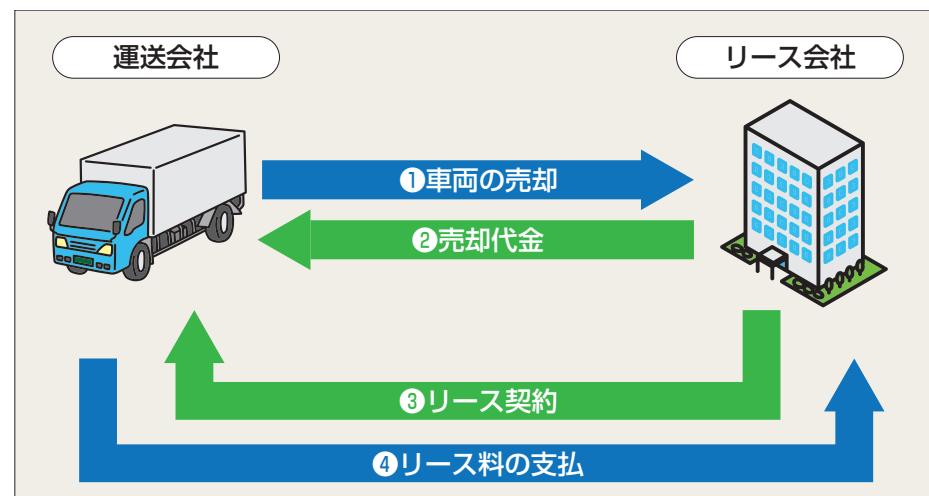
②ROAが悪化する

Return On Asset(純資産利益率)は利益を総資産で除した財務指標です。同じ利益額でも総資産1億円の会社と10億円の会社の場合では、前者のほうが効率的に利益を生み出していると考えられます。

運送会社はトラックという高額な資産を抱えることによって、ROAが悪化する傾向にあります。このROAは主に融資を受ける際に収益性を見る財務指標として銀行が使用しているため、ROAの悪化は融資に悪影響を与える可能性があります。

リースバックの仕組み

リースバックの仕組みは下図のとおりです。自社で現在使用している車両を引き続き使用し続けることや、まとまった現金を確保してキャッシュ・フローを改善させることができます。



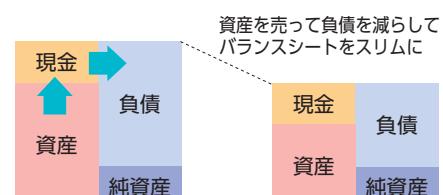
リースバックのメリット

1 まとまった現金を確保してキャッシュ・フローが改善

燃料費が高騰する中、キャッシュ・フローが急速に悪くなった運送事業者も多数存在することでしょう。加えて、支払いサイトが長い輸送契約の場合は尚更です。このような状況の中で、まとまった現金を確保できるメリットは大きいと考えられます。

2 資産のオフバランス化

所有している車両を売却することによって、貸借対照表（バランスシート）に車両という資産が載ってきません。リース車両という簿外資産を活用することによって、財務指標（ROA）が改善します。



注意点

ただし、リースバック活用を検討する際には実質負担額に注意しなければなりません。例えば、車両代金を分割で支払っている場合、毎月支払う車両代金に分割手数料が上乗せされています。この分割手数料とリース金利を比べてリース金利のほうが高ければ、上記2つのメリットを享受できたとしても、実質負担額は上がってしまう可能性があります。分割手数料とリース金利は必ず比較し、検討しましょう。

行政書士事務所のM&Aによる買収のご報告

弊所でかねてより進めていた行政書士事務所のM&Aが成約に至りましたので、ご報告いたします。これに伴い、「行政書士法人 佐久間行政法務事務所 東京支店」を新設します。

M&Aの背景

弊所では、2年程前から新業務「車両登録業務」への参入を模索していました。それは、既存業務「特殊車両許可申請」とシナジー効果が高いと考えたためです。実際、従業員を雇用し、「車両登録業務」への参入にチャレンジしたものの、弊所内にノウハウがなく断念した過去があります。そのようななかで、既に「車両登録業務」を中心に展開しており、代表者の引退に伴い、後継者を探している行政書士事務所との縁があり、M&A成約となりました。

東京支店の業務内容

東京支店は「車両登録業務」をメイン業務とします。また、前代表者はM&A完了後もサポートを約束してくれたうえ、正社員2名にも引き続き勤務していただくことが決まっています。弊所としても、一度は諦めた「車両登録業務」へもう一度チャンスをいただき、嬉しさはひとしおです。

お客様へ新たな価値の提供を

今回のM&A成約には、今まで弊所を支えていただいたお客様の存在

があつたことは確かです。改めて御礼を申し上げます。東京支店の新設に伴い、今までのお客様に対しても新たな価値を提供できればと考えております。現在、新しいメンバーとも協力し、新たなサービスを検討しておりますので、是非ご期待ください。

次号の「さくマガ！」では
東京支店について
詳しくご紹介いたします！



M&Aに関するお役立ち情報

近年、企業経営者の高齢化に伴い、事業承継の方法としてM&Aが一般的になっています。買収側としても、事業展開のスピードを早めるためにM&Aは有効な手段です。そこで、M&Aに役立つ情報を少しご提供させていただきます。

M&Aプラットフォーム

企業を買うといってもどこで案件を探せばいいの？という方はぜひ、こちらのサイトをご覧ください。いろいろな会社が売りに出されていることがわかるかと思います。

▶ TRANBI <https://www.tranbi.com/buy/list/>



▶ BATONZ https://batonz.jp/sell_cases



補助金 (事業承継・引継ぎ補助金)

M&Aに係る費用（弁護士や公認会計士等の専門家に支払う費用）や、事業承継を契機とした新しい取組に係る費用に対しては「事業承継・引継ぎ補助金」という補助制度があります。（残念ながら企業の買収費用に対する補助金ではないのでご注意ください）

